



横浜市福祉のまちづくり条例

施設整備 マニュアル [建築物編]

2026.4.10 改訂

横浜市

目次

I 概要編

1 福祉のまちづくり条例の理念	2
2 条例・施行規則改正の経緯	
(1) 福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例 施行規則制定の経緯	3
(2) バリアフリー法の変遷と福祉のまちづくり条例 施行規則改正の経緯	3
(3) 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例 一本化の経緯	4
3 条例・施行規則改正の内容	
(1) 福祉のまちづくり条例改正のポイント	5
(2) 福祉のまちづくり条例施行規則改正のポイント	6
(3) 福祉のまちづくり条例一部改正のポイント	6-1
4 条例と施行規則の概要	
(1) 条例・施行規則の構成	7
(2) 各章の概要	8
5 対象となる施設	
(1) 施設の種類	12
(2) 対象判定フローチャート	13
(3) 事前協議及び建築確認 の対象となる施設の用途と規模	14
(4) 対象行為	16
(5) 対象規模の算定方法	17
6 整備基準の種類と構成	
(1) 整備基準の考え方	21
(2) 整備基準の項目	22
7 整備基準の適用	
(1) 整備基準の適用の範囲	23
(2) 増築等(増築・改築・用途変更)の場合における 既存部分への適用について	27
(3) 大規模修繕等の場合における適用について	28-1
(4) 整備基準の項目の適用について	28-1
8 適用除外の考え方	
(1) ただし書き・許可による適用除外	34
(2) 類似の用途間における用途変更の適用除外	35
9 手続き	
(1) 手続きの流れ	36
(2) 各手続きについて	37
10 参考	
高齢者・障害者等の行動特性に配慮した各部寸法の考え方	
(1) 高齢者	40
(2) 認知症高齢者	41
(3) 杖使用者	42
(4) 車いす使用者	44
(5) 上肢障害者	48
(6) 視覚障害者	49
(7) 聴覚障害者	51
(8) 内部障害者	52
(9) 高次脳機能障害者	53
(10) 知的障害者	53
(11) 精神障害者	53
(12) 発達障害者	53
(13) 乳幼児・妊産婦	54

II 施設整備マニュアル編

(1) 指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準	
ア 共同住宅以外	57
施設整備マニュアルの見方	59
1 移動等円滑化経路	62
2 敷地内の通路	64
3 駐車場	70
4 出入口	74
5 廊下等	78
6 階段	82
7 傾斜路	88
8 エレベーター等	92
9 便所	98
1. 全ての便所に関する基準	98
2-1. 車いす使用者便房に関する基準	104
2-2. オストメイト用便房に関する基準	110
3. 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準	114
10 浴室又はシャワー室	116
11 ホテル又は旅館の客室	120
12 客席及び舞台	126
13 標識	130
14 案内設備	132
15 案内設備までの経路	134
16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑 な利用に必要な設備)	136
17 情報伝達設備(聴覚障害者の安全かつ円滑 な利用に必要な設備)	140
18 誘導設備等	142
19 附帯設備	144
20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備	148
1. 授乳室・おむつ交換場所に関する基準	148
2. 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準	152
21 視覚障害者誘導用ブロック	154
1. 視覚障害者誘導用ブロックの構造に関する 基準	154
2. 点状ブロックの敷設位置に関する基準	156
3. 歩道上から案内設備までの経路に敷設する 視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置に 関する基準	158
イ 共同住宅	163
(2) 一般都市施設整備基準	179
(3) 表示板交付基準	183

コラム(目次)

・障害を理由とする差別の解消	6-2	・水栓器具の使用法	113
・シルバーカー	40	・大型ベッド	114
・杖使用者の介助方法	42	・バリアフリートイレに利用者が集中している背景	115-1
・杖の種類	43	・バリアフリートイレへの利用者集中を解消する整備例	115-2
・様々な車いす	47	・施設全体における機能分散	115-3
・上肢障害者の特徴	48	・入浴を補助する福祉用具	119
・白杖について	50	・ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の促進	124-1
・視覚障害者の一般的な誘導方法	50	・一般客室のバリアフリー改修事例	125
・聴覚障害者のためのマーク	51	・サイトライン(可視線)	128-2
・ペースメーカー	52	・すべての人に使いやすい建物を目指して	129
・ベビーカー	54	・国際シンボルマークについて	131
・こころのバリアフリーを進めるために	63-2	・身体障害者補助犬法	133-2
・車いす使用者用駐車施設と優先駐車区画について	73	・点字案内・触知図入りの印刷物	134-4
・滑り抵抗係数	81	・わかりやすい印刷物のつくり方	135
・面的整備(バリアフリー基本構想)	87	・輝度と輝度比について	137
・エレベーター利用のマナー	97	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設事例	139
・トイレのマナー	103	・災害時への配慮	143-2
・車いす使用者の便器へのアプローチ	109	・授乳室で搾乳ができることを示すシンボルマークについて	151
・オストメイト	110		

本マニュアルにおける用語について

<表記の統一>

「車椅子」、「籠」及び「蓋」は常用漢字になっていますが、
本マニュアルにおいては、「車いす」「かご」「ふた」と表記することとします。

<用語の定義>

マニュアルで使用する表記	解 説
ハートビル法・条例	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及びその委任を受けて横浜市で制定していた条例のこと。
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。
政令	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」のこと。
告示	「政令に基づき国土交通大臣が定めた告示」のこと。
建築物バリアフリー条例	「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」のこと。
オストメイト対応設備	人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人を「オストメイト」と言う。「オストメイト対応設備」とは、パウチ(排泄物をためておく袋)等を洗浄するための水洗器具(汚物流し、水栓やボタンなど)や紙巻器、汚物入れなどの設備のこと。
視覚障害者誘導用ブロック	「点状ブロック」及び「線状ブロック」をまとめた総称。
ピクトグラム	案内設備等で利用する「絵文字」のこと。
授乳室	「授乳や搾乳ができる場所」のこと。
おむつ交換場所	「おむつ交換ができる場所」のこと。
乳幼児用椅子	「乳幼児をすわらせることができる設備」のこと。
乳幼児用おむつ交換台	「乳幼児のおむつ交換をすることができる設備」のこと。